

災害時における緊急搬送業務に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、傷病者等の医療機関等への緊急搬送業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）傷病者等 負傷、疾病又はその他の理由により医療機関等での治療等を要する者。

（要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）乙が保有する病院救急車等の車両による傷病者等の医療機関等への緊急搬送。
- （2）前号に付随する運転手、救急救命士、看護師等（以下「運転手等」という。）の派遣。
- （3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項。

2 前項の要請は、原則として搬送要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者が、乙に対して口頭、電話等により要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条第1項に基づく要請を受けたときは、可能な範囲内においてこれに協力するものとし、協力したときは、報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項の規定による要請により搬送等に要した費用のうち、次の各号に掲げるものは、甲が負担するものとする。

- （1）燃料費
- （2）運転手等に係る人件費
- （3）その他、甲が負担すべきと認めた費用。

2 前項の費用は、災害発生直前の適正価格を参考にして、甲乙協議の上、決定するものと

する。

- 3 乙は、第1項の費用について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に乙に対して費用を支払うものとする。

（補償等）

- 第6条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、それらに起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月7日条例第10号）の規定に基づき、補償するものとする。
- 2 甲又は乙が、本協定に基づく搬送等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（保有車両等の報告）

- 第7条 乙は、甲に対し、保有する救急車等について、保有車両等報告書（第4号様式）により報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（連絡体制等）

- 第8条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

（守秘義務）

- 第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に従い、適正に取り扱うこととし、この協定の満了後も同様とする。

（有効期間）

- 第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定細目）

- 第11条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

（協議）

- 第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年9月1日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

甲 江戸川区

江戸川区長 齊藤 猛

乙 (別記の通り)

(別記)

災害時における緊急搬送業務に関する協定 締結医療機関

東京都江戸川区臨海町一丁目4番2号
日本私立学校振興・共済事業団 東京臨海病院
病院長 白杵 二郎

東京都江戸川区東小岩二丁目24番18号
社会福祉法人 仁生社 江戸川病院
病院長 加藤 正二郎

東京都江戸川区北葛西四丁目3番1号
社会医療法人社団 森山医会 森山記念病院
理事長 森山 貴

東京都江戸川区松江二丁目6番15号
医療法人社団 晃山会 松江病院
理事長 山田 徹

東京都江戸川区平井三丁目25番17号
医療法人社団 東京ハートサミット 東京心臓不整脈病院
病院長 鵜野 起久也